

業務方法書新旧対照表

新	旧	備考
<p>(駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務)</p> <p>第5条 機構は、駐留軍等労働者の福利厚生の実施（法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理及び表彰（永年勤続に係るものに限る。）を除く。）に関する業務として次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ほう賞の実施に関すること。 (2) 火災その他の災害による駐留軍等労働者の財産の損失又は駐留軍等労働者若しくはその被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）第1条第2項又は船員保険法（昭和14年法律第73号）第1条第3項に規定する被扶養者をいう。）の死亡に係る見舞金の支給に関すること。 (3) 教養文化活動、体育活動又はレクリエーションに係る事業の実施に関すること。 (4) 制服及び保護衣の購入及び管理に関すること。 (5) 研修の実施に関すること。 (6) 成人病健康診断の実施に関すること。 (7) 職場生活及び心の健康に係る相談に関すること。 (8) <u>前各号に掲げるもののほか、駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関すること。</u> 	<p>(駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務)</p> <p>第5条 機構は、駐留軍等労働者の福利厚生の実施（法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理及び表彰（永年勤続に係るものに限る。）を除く。）に関する業務として次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ほう賞の実施に関すること。 (2) 火災その他の災害による駐留軍等労働者の財産の損失又は駐留軍等労働者若しくはその被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）第1条第2項又は船員保険法（昭和14年法律第73号）第1条第3項に規定する被扶養者をいう。）の死亡に係る見舞金の支給に関すること。 (3) 教養文化活動、体育活動又はレクリエーションに係る事業の実施に関すること。 (4) 制服及び保護衣の購入及び管理に関すること。 (5) 研修の実施に関すること。 (6) 成人病健康診断の実施に関すること。 (7) 職場生活及び心の健康に係る相談に関すること。 	今後の福利厚生事業の充実を図るため